

材質(ダクト)	系統・箇所	耐食仕様ダンパー	備考
ガルバリウム鋼板	○浴室系統 ○厨房排気系統 ●外気取入れ系統 (○塩害防止フィルターまで ○図示による)	○A ○B ○C ○A ○B ○ ●A ○B ○	○高気密
高耐食 溶融めっき鋼板	○浴室系統 ○厨房排気系統 ○	○A ○B ○C ○A ○B ○ ○	
ステンレス鋼板	○浴室系統 ●厨房排気系統 ○有機溶剤系統	○B ○C ○ ●B ○C ○ ○F ○ ○	
樹脂 ライニング鋼板	○酸 ○アルカリ系統 ○臭突	○D ○E ○	
樹脂 コーティング鋼板	○酸 ○アルカリ系統 ○臭突	○D ○E ○	
硬質ポリ 塩化ビニル板	○	○A ○B ○C	
グラスウール製 ダクト	○	—	
段ボールダクト	○	—	
保温付き フレキシブルダクト	○	—	
リブダクト	○	—	
折畳みダクト	○	—	

○ 特殊排気系統等のダクト材質は、下記特記及び図示による。

材質	系統・箇所	ダンパ仕様	備考
塩ビ コーティング ダクト	○R排気系統	○高気密 ○耐食(○A ○B ○C)	アングルフラン ジ工法と する
	○結核 または感染病棟排気系統	○高気密 ○耐食(○A ○B ○C)	
	○酸 ○アルカリ系統	○高気密 ○耐食(○E ○)	
	○図示による	○高気密 ○耐食(○ ○)	
ステンレス ダクト	○病理検査排気系統	○高気密 ○耐食(○A ○B ○C)	
	○消毒ガス排出系統	○高気密 ○耐食(○A ○B ○C)	
	○水治療系統	○耐食(○A ○B ○C)	
	○解剖排気系統	○高気密 ○耐食(○A ○B ○C)	
	○MRI撮影室内	○高気密 ○耐食(○A ○B ○C)	
	○洗濯室排気系統	○耐食(○A ○B ○C)	
塩ビダクト	○酸性ガス排気系統	○高気密 ○耐食(○E ○)	労働安全衛生 法に対応した 風速制御や気 流制御を行う
	○図示による	○高気密 ○耐食(○ ○)	
	○図示による	○高気密 ○耐食(○ ○)	

1.15.3 制気口類 共有 【追加】	<ul style="list-style-type: none"> ● 消音内貼の無いボックスは内面を黒塗装仕上げとする。 ● 各制気口のボックス消音内貼は25mmとする。 ● 制気口塗装は指定色焼付仕とする。 ● ベントキャップ(丸型)はドラフト・ドレン対策型とする。 ○ 浴室および外気流入の恐れがある箇所に設置する制気口はヒーター付きとする。 ● 天井アネモ型吹出口は全て中コーン可動型とする。また風量調整用リングシャッターを付属とする。
------------------------------	---

1.15.6 ~1.15.12 ダンパー 共通 【追加】	<ul style="list-style-type: none"> ● ダンパー類設置箇所にダクト点検口(450口以上)を設置する。 ● 耐薬品仕様、高気密仕様等の特殊ダンパーは図示による。 ● 防煙ダンパー(SD, SFD)、ピストンダンパー(PD, PFD)の仕様は下記とする。 防煙ダンパー ● 遠方復帰式 ○ 手元復帰式 ピストンダンパー ● 遠方復帰式 ○ 手元復帰式 ● 湯沸室、厨房などの火気使用室で、排気温度が72℃を超える場合は、防火ダンパ(FD)の温度ヒューズ溶解温度120℃程度(火力が強いフード付近は150℃)とする。 ○ 高天井部の排煙時はダンパー式としメンテナンスに配慮すること。 ● 空調機・ファンに接続される全ての主ダクトの第一分岐、及び第二分岐部分は図示なくともVDを設けること。
--	--

その他 【追加】	<ul style="list-style-type: none"> ● 厨房・浴室などの多湿箇所のダクト継ぎ目及びダクト接続部のビスは、下部に設けないものとする。 ○ 高気密ダンパーは、漏気量が締切時の前後圧力差が1,000Pa時にダンパー開口面積当たり以下の数値(保証値)とする。 ○ 0.03m3/min・㎡以下(高気密ダンパー) ○ 0.001m3/min・㎡以下 ○ 1.5m3/min・㎡以下(気密ダンパー) ○ 0.15m3/min・㎡以下(高気密ダンパー(排煙)) ○ 1.0m3/min・㎡以下(気密ダンパー(排煙)) ○ ダクトシールの範囲は下記とする。 ○ 病理検査排気 ○ 厨房排気 ○ 消毒ガス排出系統 ○ クリーンルーム系統 ○ オートクレーブ排気系統 ○ 結核又は感染症排気系統 ○ 室間の差圧調整を行う室() ○ 排煙ダクト ○ 高気密ダクト ○ 微差圧ダンパーの仕様は下記の通りとし、調整能力は下記を基準とする。 ○ 壁設置型 (○ 一般 ○ 耐食性(SUS)) ○ ダクト中間型 (○ 一般 ○ 耐食性(SUS))
-------------	--

1.14.2 1.15.5 第2章 施工 2.2.5等 排煙関連 【追加】	<p>(1)排煙ダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 材質は下記とする。 ○ 亜鉛鉄板 ○ ステンレス鋼板(屋外) <p>(2)排煙口</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 形式は下記とする。 ○ 天井取付 (○ スリット型 ○ パネル型 ○ 図示による) ○ 壁取付 (○ スリット型 ○ パネル型 ○ 図示による) <p>(3)排煙口開放及び復帰方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気式とし遠方復帰が可能なものとする。尚、配管配線およびスイッチは本工事とする。 <p>(4)排煙風量測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築設備定期検査業務指導書(日本建築設備昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。 <p>(5)機械排煙作動時における換気、空調設備の運転停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排煙時には、換気、空調設備が自動火災報知機または排煙口と連動停止する機能とすること。 <p>(6)機械排煙作動時における避難確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排煙口を開放し排煙機が作動して室内が著しく負圧となり、居室などからの避難扉の開放が著しく困難になり、避難上支障が生じることを防止するため、以下の部分などについては、扉に通気用開口部を設ける及びバスダクトの設置、排煙機の静圧コントロール(インバーター取付)などを行うこと。 下記に示す箇所は扉前後の差圧を確認し監視者の確認を受けること。 ○ 遮音性能が要求される室などの出入口扉 ○ 防塵を考慮した気密性が要求される室の出入口扉 ○ 排煙機に近い室などの出入口扉及び階の避難用出入口扉 ○ 弱者の利用が予想される部分 ○ 排煙口の同時開放を行う室については、監視者の確認を得ること。 <p>(7)排煙ダクトの断熱措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 断熱措置は以下の通りとする。 排煙口方式の場合: 排煙口(室内に露出する部分は除く)から壁穴区画されている排煙シャフト入口まで 排煙ダンパー方式の場合: 集煙口(常時開)から壁穴区画されている排煙シャフト入口まで 天井チャンパー方式の場合: 集煙口(常時開)及び排煙延長ダクトから壁穴区画されている排煙シャフト入口まで ただし、SMD以降の延長ダクト部分は省略することができる ○ 断熱材はRWとし、GWは使用しないこと。
---	--

(8)耐火ダクトについて	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、排煙ダクトは一般ダクトと同様に防火区画を貫通する場合、貫通部に近接して防火ダンパー(HFD)を設けること。 ○ 排煙主ダクトは機能上HFDを設けることができない場合、以下の耐火仕様ダクトとする。 ○ 1.6mmの鉄板ダクトに、ロックウール25mm以上被覆したもの。 ○ 1.6mmの鉄板ダクトに、主要構造部の耐火被覆として公的機関の認定を受けた材料を被覆したもの。 ○ 排煙主ダクトから分岐した枝ダクトが階をまたがる複数階の排煙系統に対応している場合、そのダクトは主ダクトとみなし、必要となる耐火措置を行うこと。 ○ 自走式駐車場などの排煙ダクトのうち、排煙横引主ダクトは原則としてHFDを設置せず、上記の耐火仕様ダクトとする。 ○ 横引き主ダクトは壁貫通部のHFD以降に防火区画貫通がある場合は耐火ダクトとすること。
(9)天井チャンパー方式の排煙について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 天井内の小梁、ダクト、又は配管等により、排煙が不均等となるおそれがある場合は、均等に排煙できるように排煙ダクトを延長すること。 ○ 天井チャンパーの総排煙風量は、天井チャンパー内の排煙ダンパー開口部の吸込風速を測定し、求めることができるが、併せて天井スリット面での吸込風速を測定し、均等に排煙されていることを確認すること。 ○ 天井チャンパー内は一般の可燃天井裏扱いとならないため、防災関係の配線は、露出扱いとなり耐熱規制の対象になることを留意すること。 ○ 排煙ダンパーはテナント専有部内に設置せず、共用部から点検できる場所に設置すること。

第2章 施工	
第1節 機器の据付け及び取付け	
2.1.19 送風機	● 送風機は、番手に関係なく、振れ止め支持を行うこと。
【追加】	

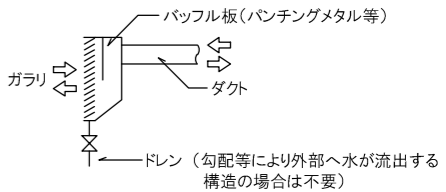
第2節 ダクトの製作及び取付け	
2.2.1 一般事項	<p>(1)ダクトの製作</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ステンレス製ダクト、ポリ塩化ビニル製ダクト、グラスウール製ダクト、段ボールダクト、保温付フレキダクト、リブダクト、折畳みダクトの仕様はSHASE-S010-(最新版)による。 <p>(2)厨房ダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 厨房排気ダクトに亜鉛鉄板を使う場合は、「標仕」より1番手厚くする。 ● 厨房の主ダクト及び湾曲部等必要な箇所の側面に、清掃用点検口ならびに壁ダクト最下部にドレン抜きを設ける。 <p>(3)水抜き</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外露出排気ダクトおよび排煙ダクトの最下部に水抜きを設けること。また内部が高湿度となるダクトおよび臭突は上り勾配にて施工するとともに、その最下部にも、水抜きを設けること。(やむを得ず鳥居状の敷設となる部分には、必ず水抜きを設けること) <p>(4)屋外ダクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外露出ダクトは指定色にて塗装を行う。
【追加】	

2.2.6.3 フレキシブル ダクト	<p>(1)フレキシブルダクト フレキシブルダクトの適用は、下記とする。 ● 標仕(制気口から1.5m以内のみ)による ○ 監視者協議による ○ 図示による</p>
【追加】	

2.2.6.1 チャンパー	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライチャンパー及びレタンチャンパーには、点検口及び温度計取付座を設ける。 ● 外壁に設置するガラリに取付けるチャンパー類は、排水管を取付け、間接排水口に導く。または屋外に導くこと。 ● 内貼を施すチャンパーの表示寸法は、外形寸法とする。 ● 複数の接続する場合は、給気排気の用途毎に中仕切りを設ける。
【追加】	

2.2.6.5 風量 測定口	<ul style="list-style-type: none"> ● 下記の場所に設置すること。 ● 送風機吐出口ダクトまたは吸込ダクト ○ 空調機出口の各系統ダクト ● 外気取入ダクト ○ 還気ダクト ○ 図示した位置 ○ 排煙ダクト
【追加】	

その他	<p>(1)トイレ脱臭用排気</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トイレ便器の臭気抜き配管は、不燃材を使用し、防火区画を貫通する場合は令112条第16項に規定する防火ダンパー設置のこと。 <p>(2)火気使用室の給気口、構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外気の侵入により、ガスの炎が立ち消えない位置とする。 ● 寒気を感じるにより、給気口を塞いでしまう位置に設けないこと。 ● 外気処理を行わず、冬期に冷気が室内に侵入する給気口においては、火気使用時に換気ファンと連動して開放される機能のものとする。 <p>(3)ショートサーキットの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取入れ外気の汚染防止のため、外気取入口(給気塔)と排気口(排気塔)、外気取入口(給気塔)と冷却塔、GHP、煙突との間に、十分な距離(原則として10m以上)をとること。
-----	---


(4)浴室、プール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浴室、プールなど湿気を伴う室の天井内換気設備(機器、ボックスなど)には、排水設備を設置する。
(5)点検口	<ul style="list-style-type: none"> ● 天井チャンパーレタン方式でクリップ金網取付位置や、パッケージ空調機および個別全熱交換器の加湿器設置位置にも点検口を設ける。
(6)給排気のガラリ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給気及び排気ガラリから雪の巻込み侵入を防止するためにガラリの高さは外部GL又は屋根より下記の高さ以上とする。 ○ 1,000mm ○ mm ● 接続チャンパーには水抜き・防雪防風用パツフル板を設ける。又チャンパーへのダクト接続は極力高い位置で取り出す。
	
	○ 給気ガラリの面速は、雪の進入を防ぐために1.5m/s程度とする。
(7)ダクトルート	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気室、自家発電機室のSA・OAダクトは機材上部を避け、通路上部に設置すること。やむを得ず通過する場合は、バン等を設ける。

第4編 自動制御設備工事

第1章 機材	
第1節 総則	
1.1.1 一般事項	<p>(1)画面について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監視盤画面は、監視者に提出し確認すること。 ○ BEMS装置の各種初期データ入力は全て本工事とする。 ○ 外気処理空調機が冷水コイルの場合、制御弁(二方弁)のCV値を確認すること。
【追加】	

第4節 中央監視制御装置	
1.4.1 一般事項	<p>(1)火災停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動火災報知器(電気設備工事)発報時における空調機、送風機の連動停止について電気設備受注者と調整を行うこと。 <p>(2)CO2制御</p> <ul style="list-style-type: none"> ● CO2濃度に関わらず、外気導入量を停止しない(最小必要外気量を確保する)システムとすること。 ● CO2センサーは、空調系統ごとに有効な位置に設置すること。 ● 外気量が最小になった場合に、排気などにより室内が負圧とならないようにすること。 <p>(3)可変風量(VAV)空調方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の点に留意し、検討書を監視者に提出・協議し施工すること。 ○ 送風量の変化に関わらず外気量は必要量を確保する(VAV装置の最小開度設定を検討する)。 ○ エアバランス表を作成し、送風量が最小となった場合、排気などにより室内圧力が負圧とならないか確認する。
【追加】	

第5節 計装用機材	
1.5.1 電気計装用 機材	<p>(1)電線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 表示無き電線は、600Vビニル耐熱性ポリエチレン絶縁電線とする。但し、自動制御設備に関わる電線は「標仕」による。 <p>(2)電気計装工事の配線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋外、屋内露出の配線は、塗装を行う。 ○ 隠ぺい部は図示による。
【追加】	

訂正	・		日付	2022.3.30	一級建築士 登録番号 269097号 伊藤 彰彦		作	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部・笹野消防庁舎建設		22000	0190694	
	・		PA	丸目 明寛 増田 哲男	設備設計一級建築士 建築士証交付番号 第2380号 島間 正行			機械設備工事				
	・		担当	藤木 真二郎, 小嶋 貴博					機械設備工事特記仕様書 6			
	・								A1判 A3判	N.S N.S		MP-06

第2章 施工		第5節 消火機器		給湯設備		第2章 施工									
第1節 自動制御機器の取り付け		1.5.1 一般事項		膨張管		第1節 衛生器具									
2.1.1.2 温度検出器		【追加】		レジオネラ症の発生の予防		2.1.2 衛生器具									
【追加】		○ 屋外に設置する消火栓箱類は、ステンレス製溶接加工とする。 ● 消火栓テスト弁の直近には水抜きを設けること。		○ 貯湯槽の膨張管は単独配管とし、高置水槽または補給水槽に接続しないこと。		【追加】									
● 居室などに温湿度検出器を設けるときは、居室の平均的な状況が把握できるように、以下の点に留意すること。 ● 居室の中央部や遠気ダクトなどに設置すること。 ● 吹出口の近くや、窓際、居室の隅などの気流や日射の影響を直接受ける位置には設置しない。 ● 原則として床面より1.2m～1.5mの高さに設置する。 ● 天井高が3mを超える場合は、温度検出器の設置位置を天井面や天井内ダクト、ボディセンサーモとしてはならない。		○ 厨房フード消火 ○ 厨房ファン停止スイッチは燃焼設備から歩行距離5m以内に設けること。 ○ フード消火設備作動時はガス遮断を行う。 ○ スプリンクラー作動でガス遮断を行う。 ○ 厨房機器の電源遮断を行う。 ○ 連結散水栓代替スプリンクラーは連結散水設備の基準による設置とすること。 ○ スプリンクラーヘッドは厨房等高温となる箇所は適切に選定をすること。		○ 中央給湯方式の温水シャワー、給湯用水栓などの使用によるレジオネラ症の発生を予防するため、以下の措置を行うこと。 ○ 給湯温度を60℃以上に保持すること。 ○ 給湯設備内における長時間滞留を防ぐ工夫をすること。 ○ 公衆を対象とする浴槽には、温度計を設置すること(公衆浴場法)。		(1)試験 ○ 衛生器具等の取付け完了後に煙試験を行う。									
第2節 盤類の取り付け		第6節 厨房機器		保温		(2)その他 ● 会場、病院、物販店舗、事務所などに設置される不特定多数の人が利用するトイレ(一般便房及び多機能便房)の操作部の形状、色、配置及び器具配置に関しては、JIS S0026-(最新版)(高齢者・障害者配慮設計指針)によること。 ● 大便器洗浄ボタンとフラッシュバルブまでの渡り配線およびその施工は、衛生工事とする。									
2.2.1 自動制御盤の取付		1.6.1 一般事項		排水対応		第2節 給排水衛生設備									
【追加】		● 転倒防止措置を施すこと。 ● 屋外設置の場合はSUS鋼板製+粉体塗装仕上とする。 ● 屋外から屋内へ渡る配線は、SPD(避雷器)を設置する。 ● 制御盤の上部に水配管等を設置しないように計画すること。 やむを得ず、水配管の下部に制御盤を設置する場合、制御盤上部にはドレンパンを設け、漏水センサーを設けること。		● 図中の機器寸法は概略寸法とする。 ● 加熱方法 (○ 都市ガス ○ 電気 ● 液化石油ガス(LPG) ○ 電気) ○ 標仕による。 ○ ステンレス鋼板及び鋼材 (○ SUS430 ○ SUS304 ○ 図示による) ○ 下記の器具はHACCP仕様の機種とする。 ()		● 貯湯式給湯器の水抜きは、器具接続の給湯管の下端に水抜き栓を設け、間接排水管受けとする。		2.2.1 一般事項							
第5編 給排水衛生設備工事		第7節 排水金具		排水通気設備		【追加】									
第1章 機材		1.7.8 グリース阻集器		排水槽の容量、構造		2.2.1 一般事項									
第1節 衛生器具		【追加】		排水通気		【追加】									
1.1.2 衛生陶器および付属品		● 厨房などに設置するグリース阻集器は、(SHASE-S217(最新版))に定められた構造基準などにより、本体内部に有効な隔板などを2ヶ所以上設けた3層以上のもので、厨芥捕集用の網カゴを備えたものを、設置すること。		○ 排水槽は、「建築物における排水槽等の構造、維持管理に関する指導要綱(ビルビット対策指導要綱)」に準拠した容量、構造とすること。 ● 排水管は、掃除口を設けるなど、保守点検が容易に行える構造とすること。		2.2.4 タンク									
【追加】		(1)洗面器 ○ 原則としてオーバーフロー付とし、オーバーフローが無い場合は、床排水を設けるか、溢水防止処置を行う。 ● 共用の洗面器であっても車椅子利用者に対応した器具、トラップ、カウンターとする。詳細は監理者と協議を行うこと。 (2)共通 ○ 中水(雑用水)または井水を使用する場合、フラッシュバルブは中水仕様器具を選定する。		○ 排水集合管はメーカーによる負荷計算を行うこと。 ● オフセット部の通気管は支障の無いよう施工すること。 ○ 10階以上は結合通気管を設けること。 ● 床上掃除口は部屋や通路の隅など目立たないところや動線と干渉しないように設置すること。総合図に記載し、監理者の確認を受けること。		【追加】									
1.1.6 水栓		【追加】		機器からの排水		【追加】									
【追加】		(1)散水栓 ● 散水栓(上水系統)は「ドーム型」「壁付型」または「水栓柱型」を原則とする。やむを得ず「床埋込型」にする場合は、配管の途中に逆流防止器(バキュームブレーカー)を設けること。 (2)直結栓の設置 ● 量水器と受水槽の間には、直結の給水栓を設けること(受水槽の清掃用等)。		● 機器からの排水は間接排水とし適切な排水口空間(下表参照)を確保する。ただし、受水槽などの各種飲料用貯水槽の間接排水空間は、下表にかかわらず最小50mmとする。 排水口空間(SHASE-S206(最新版)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>間接排水管の管径(mm)</th> <th>排水口空間(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25以下</td> <td>最少50</td> </tr> <tr> <td>30 - 50</td> <td>最少100</td> </tr> <tr> <td>65以上</td> <td>最少150</td> </tr> </tbody> </table>		間接排水管の管径(mm)	排水口空間(mm)	25以下	最少50	30 - 50	最少100	65以上	最少150	2.2.3.7 ヒートポンプ給湯機	
間接排水管の管径(mm)	排水口空間(mm)														
25以下	最少50														
30 - 50	最少100														
65以上	最少150														
【追加】		● 設置する衛生器具については、メーカー決定後、衛生器具・シャワー等必要となり水圧を確認の上、施工図に基づいた揚程計算により、ポンプ等の供給圧力側に問題がないことを確認すること。		● 直接外部に開放された通気管の末端は、以下の事項によること。 ● 建築物の出入口、窓、外気取入れ口などより、0.6m以上立ち上げること。 ● 0.6m以上立ち上げられない場合には、水平に3.0m以上離すこと。 ● 屋上に設置する場合には、雨水が流入しないような高さ(約0.2m)に立ち上げること。 ● 樹木が多い場所では、落葉や鳥の巣を防ぐため防鳥網を設けること。 ● 臭気は屋上まで立ち上げること。		【追加】									
第4節 タンク		第2編 2.2.16 量水器		ドルゴ通気		第6編 ガス設備工事									
1.4.1 一般事項		【追加】		● やむを得ずドルゴ通気弁を設ける場合は、監理者の確認を受けること。また弁を設ける箇所には点検口を設置する。		第2章 都市ガス設備、第3章液化石油ガス設備									
【追加】		● 計量法に定める検定合格品 ● 親メーター (● 貸与品 ○ 直読式 ○ バルス発信式) ● 子メーター (○ 貸与品 ○ 直読式 ● バルス発信式)		第2編 2.7.2 管の埋設の深さ		第1節 機材									
● 壁、床、その他障害物より六面点検に必要な保有空間をとること。(上部1,000mm以上 周囲600mm以上 下部600mm以上) ● 水槽上部には給水管以外の配管を設けないこと。 ● 二槽式または中仕切付きとする。 ● マンホールは鍵付き防水パッキン入り600φとし、水槽天端より100mm以上立上げること。梯子付きとすること。屋外のマンホールの場合には、二重蓋とすること。 ● 高さ4m以上のタンクはタンク上部に転落防止柵を設けること。 ● オーバーフロー・水抜き管は間接排水(防虫網付)とし、排水口空間は管径の2倍(最小150mm以上)とする。 ● 通気管(防虫網付)を設け水槽上部より300mm程度立上げること。管径は吸込管の1/2以上の有効断面をとること。 ● 水槽上部と高水位面の空間は300mm以上とすること。 ● 吸込口の位置は水槽底部より150mm以上の空間をとること。 ● 流入口とオーバーフロー管との間には必要な吐水口空間を設けること。 ● 給水管一吐水口空間は、下記の通りとする。 13mm-25mm 20mm-40mm 25mm 32mm 40mm-50mm 75mm以上一同径 ● 架台上部に高置水槽を設置し、架台高さ寸法が2.0mを超える場合には、高置水槽周囲に点検歩廊を設け、幅0.6m以上、高さ1.1m以上の安全柵(手摺り)を設けること。 ● 震災時の飲料水確保のために、感震器と緊急遮断弁を設置する(制御盤共)。サクシオン側に水栓を設ける。		第8節 樹および蓋		【追加】		2.1.1 管および継手									
● 合成樹脂製 ○ 人造石とぎ出し製 ● ステンレス製		1.8.4 量水器樹		● 車道部分 (● 600mm ○ mm) ● その他部分 (● 600mm ○ mm)		【追加】									
● 親メーター ● 水道事業者指定品 (● 貸与品 ○ 買取り) ● 子メーター ● 標準図MC型		第2編 2.2.23 水栓柱		第2編 2.7.2 管の埋設の深さ		2.1.7 2.1.3.4 ガスメーター									
【追加】		○ 合成樹脂製 ○ 人造石とぎ出し製 ● ステンレス製		【追加】		【追加】									
空間		吐水口		【追加】		2.1.3 2.1.3.6 ガス漏れ警報器									
吐水口		● 給水器具をはじめとする給水設備には、有効な吐水口空間を確保する。有効な吐水口空間が確保できない場合には、バキュームブレーカーを取り付けるなど(器具の溢れ縁から150mm以上の高さに取り付ける)逆流防止のための有効な措置を講じること。		【追加】		【追加】									
その他		● 空調に使用する給水管には二重式逆流防止器を設置し、飲用系統と縁を切ること。加湿系統も含む。		【追加】		第2節 施工									
その他		● FMバルブは、メンテナンス性を考慮し、床からのメンテナンスが可能な位置に設置すること。		【追加】		2.2.3 2.2.3 配管									
【追加】		● FMバルブは、メンテナンス性を考慮し、床からのメンテナンスが可能な位置に設置すること。		【追加】		【追加】									
訂正		KUME SEKKEI 株式会社 久米設計		日付 2022.3.30		作号 ひとちなか・東海広域事務組合消防本部・笹野消防庁舎建設									
.		PA 丸目 明寛 増田 哲男		一級建築士 登録番号 269097号 伊藤 彰彦		機械設備工事									
.		R1 藤木 真二郎、小嶋 貴博		設備設計一級建築士 建築士証交付番号 第2380号 島間 正行		図号									
.						機械設備工事特記仕様書 7									
						原尺 A1判 A3判 N.S N.S									
						図面番号 MP-07									